

令和8年度石巻市小規模契約希望者登録申請要領 (補充登録)

1 登録有効期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 までの1年間

※現在承認を得ている事業者の方は今回申請をする必要はありません。

2 小規模契約希望者登録の目的

市の競争入札参加資格申請が困難である、市内に主たる事業所（本社又は本店）を置く事業者を登録し、市が発注する小規模な修繕等の契約について当該登録を受けた事業者を積極的に活用することにより、それらの事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的としています。

3 契約の範囲（対象）

別表に定める工事のうち、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が100万円未満のもの。

4 登録申請者の資格

次のいずれかの事項に該当する方は、登録申請をすることができません。

- (1) 法人の場合は、市内に主たる事業所（本社又は本店）を有していない。
- (2) 個人の場合は、市内に住所を有していない。
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない。
- (4) 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない。
- (5) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）に規定する競争入札参加資格承認簿に登録されている。
- (6) 契約を履行するために必要な資格、許可又は登録を有していない。
※登録を希望する業務の履行に当たって資格等を必要とされていない場合は、資格等の保有が必須ではありません。
- (7) 市税及び国民健康保険税を滞納している。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている又は暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがある。

※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

（国税庁）納税証明書の交付請求手続

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

5 申請書受付期間

令和8年1月6日（火） から 令和8年2月6日（金） まで

※令和8年2月6日（金）17時まで 石巻市総務部管財課 必着のこと。

※発送日にかかわらず、受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受付しません。また、到着に関するトラブルには対応できません。

6 申請方法

- (1) 郵送又は窓口持参により提出すること。

郵送の場合

「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。

※令和8年2月6日（金）17時以降に到着した申請書は郵便事情等いかなる理由であっても受付いたしません。

【送付先】 〒986-8501 宮城県石巻市穀町1-4番1号
石巻市総務部管財課契約係 宛

窓口持参の場合

受付場所：石巻市役所 本庁舎4階 総務部管財課 契約係

※各総合支所等への提出は不可

受付時間：午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

※ただし、土曜・日曜・祝日は受付できません。

窓口提出の場合は、必ず「受領書（様式7）」を作成の上、提出すること。

なお、本市が示す受領書の内容を満たしていれば任意様式で作成した受領書でも可とする。

※複数の業種を同時に申請する場合においては、受領書に申請する業種を全て選択の上、提出すること（受領書の作成は業種ごとではなく、申請者ごとに作成する。）。

※行政書士等が複数業者分を一括して代理申請する場合においては、業者ごとに受領書を作成の上、提出すること。

《受領書の交付について》

窓口提出の場合に限り、受領書（様式7）を交付します。

※郵送の場合における受領書の発行及び申請書受理に係る問い合わせ（申請者作成の受領書等の返送も含む）には対応しませんので、申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページ等での確認、又は送付を依頼した会社へお問い合わせください。

7 申請時の共通事項（郵送・窓口持参）

※封筒に「**小規模契約希望者登録申請書類**在中」と**朱書き**してください。

※本申請要領記載の提出書類及び添付書類以外のもの（会社パンフレット等）は、同封しないでください。

8 申請書の提出部数

1部とします。

9 登録

- (1) 資格審査の結果は、3月中旬に小規模契約希望者登録通知書により交付する予定です。

- (2) 登録者については、石巻市小規模契約希望者登録名簿に登録するとともに、庁内に公開し、並びに閲覧所及びインターネットにより市ホームページにおいて公衆の閲覧に供するものとします。
- (3) 登録名簿に登録された事業者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録の取下げを希望する場合は、石巻市小規模契約希望者登録事項変更・取下届（様式第2号）を速やかに提出しなければなりません。
- (4) 登録名簿に登録された事業者が、次のいずれかの事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるときは、登録を取り消すものとします。
- ・前記「4 登録申請者の資格」に掲げる事項に該当することとなったとき。
 - ・申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - ・小規模修繕等契約の履行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。
 - ・その他契約の履行に際し、不正又は不誠実な行為があったとき。

10 提出書類等

登録しようとする事業者は、**石巻市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）**に次に掲げる書類を添付し、提出してください。

- (1) 納税証明書又は非課税証明書（**申請日から遡って3か月以内**に発行されたもの）に限り
ます。）又はこれの写し
- ・申請時時点において、取得できる最新年度分の法人市民税・法人事業税（個人の場合は市・県民税及び国民健康保険税）及び固定資産税（固定資産税の該当しない場合は不要）に係る市長発行の証明書
 - ・最新年度分の証明書に未納額が記載されている場合でも、未納額の全額が納期限未到来税額であることが確認できる場合（未納額と納期限未到来額が同額である場合等）は当該証明書を可とします。
- ※「市税に滞納がないこと証明」でも可とする。
- ※災害の影響等により国税等の徴収猶予を受けた方は、「徴収猶予許可通知書」を提出することによって、納税証明書等に代わり、納税要件を満たすものとします。
- (2) 希望する業種を履行するために必要な許可、免許、登録等を証明する書類の写し
- (3) 返信用封筒（長3封筒に110円切手を貼り、**返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）**を記載すること。）

※競争入札参加資格承認・不承認通知書を送付する際の封筒に使用します。

注) **押印は朱肉を使用したもの**とし、浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。

11 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等、営業内容を確認する必要があると認められる場合は、前記10の提出書類等のほかに、営業内容の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求める場合があります。

12 注意事項

- (1) この登録申請は、小規模な修繕等の契約に係る指名業者の対象となりますが、登録されても、指名や契約を約束するものではありませんので、御承知願います。

- (2) 石巻市建設工事、測量・建設コンサルタント等業務又は物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請と重複して申請することはできませんので、御承知願います。

13 その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約係 電話 0225-23-6611・6612（直通）

別表（対象工事の種類）

業務名	業務の例示
土木一式工事	道路、河川、治水工事等
大工工事	大工、型枠、造作工事等
左官工事	左官、モルタル、吹付け工事等
とび・土工・コンクリート工事	とび、コンクリートブロック据付け、掘削、根切り、盛土、コンクリート、土留め工事等
解体工事	工作物解体
石工事	石積み（張り）、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事等
電気工事	構内電気設備、照明設備工事等
管工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空気調和設備、給排水・給湯設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽、水洗便所設備、ガス管配管、ダクト、管内更生工事等
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）、れんが積み（張り）、タイル張り工事等
鋼構造物工事	鉄骨、屋外広告、門扉設置工事等
鉄筋工事	鉄筋加工組立て、ガス圧接工事等
舗装工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、ブロック舗装工事等
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け、建築板金工事等
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装、溶射工事、路面標示工事等
防水工事	モルタル防水、塗膜防水、シート防水、注入防水工事等
内装仕上工事	インテリア、天井仕上、壁張り、たたみ、ふすま、家具、防音工事等
機械器具設置工事	給排気機器設置、揚排水機器設置工事等
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事等
電気通信工事	電気通信機械設置、放送機械設置工事等
造園工事	植栽、公園設備、園路、水景工事等
建具工事	金属製建具取付け、シャッター取付け、自動ドア取付け、木製建具取付け、ふすま工事等
水道施設工事	配水施設、下水処理設備工事等
消防施設工事	屋内消火栓設置、火災報知設備、排煙設備設置工事等
その他の工事	上記以外の業務